

平成 25 年「公益法人に関する概況」～移行期間の総括～ 主なトピックス

1. 「移行期間」が終了し、約 9,000 法人が新公益法人に移行

移行期間の 5 年間（平成 20 年 12 月～25 年 11 月）に、**特例民法法人**（平成 20 年 12 月 1 日時点 24,317 法人）のうち、**9,050 法人（37%）が新公益法人に、11,679 法人（48%）は一般法人に移行申請**を行いました。現在までにこの 99%以上が移行を完了しています。

2. 公益法人の活動規模は、都道府県第 3 位相当

公益法人の年間の公益目的事業費用※総額は、2.59 兆円（1 年間の財務データの得られた 5,484 法人の集計）で、**公益的な支出を行う団体としての都道府県と比較すると、第 3 位にランクイン**します（1 位は東京都 6.04 兆円、2 位は大阪府 2.75 兆円、3 位は北海道 2.46 兆円）。

※ 公益法人が公益目的事業を実施するために支出した費用

3. 公益法人に対する寄附は、日本の寄附金総額の 15%

2013 年度に公益法人が受け取った寄附金総額 2,157 億円（3. と同じ 5,484 法人ベース）は、**日本の寄附金総額の推計約 1.4 兆円の 15%に相当**します。一方、半数を超える公益法人において寄附金収入額がなく、寄附文化の醸成に向けて、まだ開拓の余地は大きいと言えます。

4. 税額控除制度導入により個人の寄附は約 3 倍に

平成 23 年度に税額控除制度が導入され、**個人からの寄附金は、税額控除対象法人で一法人当たり、金額で約 3 倍、寄附件数で約 3 割増**（非対象法人においては、それぞれ約 2 倍と 2 割増）となっています。

5. 公益法人の活動を支える「人口」は、延べ 2,360 万人

日本の公益法人の活動を支える人口の規模は、日本の 15 歳以上人口の 21.3%に当たる延べ 2,360 万人です（平成 25 年 12 月 1 日時点の 8,628 公益法人の集計、平成 25 年 10 月現在の 15 歳以上人口は推計 1 億 1,091 万人）。多くの人々が公益法人の活動に関わっています。

6. 「移行期間」の電子申請率は 99.0%

公益法人制度改革は、民法制定以来 110 年ぶりの大改革で、5 年間の移行期間には、2 万法人を超える法人から申請がありました。**移行期間中の電子申請率は 99.0%**で、情報システムの活用が今回の大改革に伴う大量の申請と審査を側面から支えました。